

意見公募要領

1 意見募集対象

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) 及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するほか、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により様式に従い日本語で提出してください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：n-line◆ml.soumu.go.jp
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

注1 迷惑メール対策のため、「@」を「◆」と表示しております。送信の際には、「◆」を「@」に置き換えてください。

注2 電子メールの表題は「【活用業務】意見の提出（●）」としてください（「●」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注3 マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出をお願いします。その際、ファイル名は「■.doc」又は「■.jtd」としてください（「■」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注4 電子データの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) FAXの場合※

FAX番号：03-5253-5838
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

(3) 郵送の場合※

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録した磁気ディスクの提出をお願いすることがあります。

4 意見提出期限

平成23年6月28日（火）17時必着（郵送の場合は、同日付け必着）

5 留意事項

意見が4000字（A4判用紙4枚程度）を超える場合、その内容の要旨を1000字（A4判用紙1枚程度）以内で添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成23年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名^{注1}
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となる頁等を明記すること。

頁	段落	意見
(例) 3頁	3 (1)	【総務省の考え方】 ***** 【意見】 *****